

# 文書開示申出書

学校法人 翔英学園  
理事長 生田 雅彦 様

学校法人翔英学園情報公開規程第5条第1項の規定により、次のとおり文書の開示を申し出ます。

平成 年 月 日

請求者 郵便番号

住 所

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

連絡先（電話番号）自 宅

勤務先

文書の件名 又は内容	
開示の方法	(1) 閲 覧            (2) 写しの交付            (3) 視 聴
※受付年月日	平成 年 月 日
※担当課（所）	
備 考	

注 ※ の欄には、記入しないでください。

## 決定期間延長通知書

様

平成 年 月 日付で申出のあった文書の開示申出については、学校法人翔英学園情報公開規程第6条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

平成 年 月 日

学校法人 翔英学園  
理事長 生田 雅彦

文書の件名	
学校法人翔英学園 情報公開規程第6 条第1項の規定に よる決定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
延長後の決定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	(電話 - - )
備考	

## 文書開示決定通知書

様

平成 年 月 日付で申出のあった文書の開示申出については、学校法人翔英学園情報公開  
規程第6条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示をすることに決定しましたので、同条第  
3項の規定により通知します。

平成 年 月 日

学校法人 翔英学園  
理事長 生 田 雅 彦

文書の件名	
開示の日時	平成 年 月 日（ ） 時から 時まで
開示の場所	
開示の方法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴
担当課	(電話 )
備考	

- 注 1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課（所）に連絡してください。  
2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

## 文書部分開示決定通知書

様

平成 年 月 日付で申出のあった文書の開示申出については、学校法人翔英学園情報公開規程第6条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

平成 年 月 日

学校法人 翔英学園  
理事長 生 田 雅 彦

文書の件名	
開示しない部分	
開示しない理由	学校法人翔英学園情報公開規程第9条第 号に該当
※上記の理由がなくなる期日	平成 年 月 日
開示の日時	平成 年 月 日（ ）時から 時まで
開示の場所	
開示の方法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視 聴
担 当 課	(電話 )
備 考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課（所）に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

3 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日 を記入してあります。開示を希望する場合には、当該期日以後改めて請求してください。

(教 示)

この決定について不服がある場合は、学校法人翔英学園情報公開規程第13条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、学校法人翔英学園理事長に対し、書面により異議の申出をすることができます。

## 文書非開示決定通知書

様

平成 年 月 日付で申出のあった文書の開示申出については、学校法人翔英学園情報公開規程第6条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

平成 年 月 日

学校法人 翔英学園  
理事長 生田 雅彦

文書の件名	
開示しない理由	学校法人翔英学園情報公開規程第8条第 号に該当
※上記の理由がなくなる期日	平成 年 月 日
担当課（所）	（電話 - - ）
備考	

注 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日を記入してあります。開示を希望する場合には、当該期日以後改めて請求してください。

（教 示）

この決定について不服がある場合は、学校法人翔英学園情報公開規程第13条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、学校法人翔英学園理事長に対し、書面により異議の申出をすることができます。

## 文書開示申出拒否決定通知書

様

平成 年 月 日付で申出のあった文書の開示申出については、学校法人翔英学園情報公開  
規程第6条第1項の規定により、次のとおりその存否を明らかにしないで開示申出を拒否することを  
決定したので、同条第3項の規定により通知します。

平成 年 月 日

学校法人 翔英学園  
理事長 生田 雅彦

文書の件名	
開示申出 を拒否する理由	学校法人翔英学園情報公開規程第10条第 号に該当
担当課	(電話 )
備考	

(教 示)

この決定について不服がある場合は、学校法人翔英学園情報公開規程第13条の規定により、この  
決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、学校法人翔英学園理事長に対し、書  
面により異議の申出をすることができます。

## 文書不存在決定通知書

様

平成 年 月 日付けで申出のあった文書の開示申出については、次のとおりその文書を保有していませんので、学校法人翔英学園情報公開規程第6条第3項の規定により通知します。

平成 年 月 日

学校法人 翔英学園  
理事長 生田 雅彦

文書の件名	
文書の保有していない理由	
担当課	(電話 - - )
備考	

(教 示)

この決定について不服がある場合は、学校法人翔英学園情報公開規程第13条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、学校法人翔英学園理事長に対し、書面により異議の申出をすることができます。

## 決定期間特例延長通知書

様

平成 年 月 日付で申出のあった文書の開示申出については、学校法人翔英学園情報公開  
規程第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

平成 年 月 日

学校法人 翔英学園  
理事長 生 田 雅 彦

文 書 の 件 名	
開示申出に係る文書のうち開示申出があった日から起算して 45 日以内に開示決定等をする部分	
残りの文書について開示決定等をする期限	
学校法人翔英学園情報公開規程第 6 条第 5 項を適用する理由	
担 当 課	( 電話 )
備 考	



様式第9号（第11条関係）

発翔英第 号  
平成 年 月 日

様

学校法人 翔英学園  
理事長 生田 雅彦

公文書の開示に係る意見について（照会）

学校法人翔英学園情報公開規程に基づき、次のとおり、<sup>あなた</sup>に関する情報が記録された文書について開<sup>貴</sup>示申出がありました。

については、当該文書の開示をするかどうかの決定を行うに際し参考としたいので、別紙「文書の開示に係る意見書」により、<sup>あなた</sup>の意見を提出されるようお願いいたします。  
<sup>貴</sup>

なお、意見書は、平成 年 月 日までに提出されるようお願いいたします。

文書の件名	
文書に記録されているあなた・貴に関する情報	
担当課（所）	（電話 — — ）

様式第10号（第11条関係）

# 文書の開示に係る意見書

学校法人 翔英学園  
理事長 生田 雅彦 様

平成 年 月 日付で照会のあったこのことについて、次のとおり回答します。

平成 年 月 日

氏名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

住所

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

連絡先 (電話番号)

1 開示されても支障を生じない。
2 開示されると支障を生じる。 ・ 開示により支障を生ずる部分  ・ その理由

注 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。

発翔英第 号

平成 年 月 日

様

学校法人 翔英学園

理事長 生 田 雅 彦

文書の開示決定について（通知）

平成 年 月 日付 第 号で照会した <sup>あなた</sup> に関する情報が記録されている  
貴

文書については、次のとおり <sup>開示する</sup> 部分開示する ことに決定されました。  
<sup>開示しない</sup>

公文書の件名	
開示することしたあなた・貴に関する情報	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午前 時まで 午後 午後
開示の場所	
担当課 (所)	(電話 - - )

(教 示)

この決定について不服がある場合は、学校法人翔英学園情報公開規程第13条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、学校法人翔英学園理事長に対し、書面により異議の申出をすることができます。